

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税納税告知処分等取消請求上告受理
申立事件

国側当事者・大宮税務署長

平成21年12月15日受理

(第一審・さいたま地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成18年5月24日判決、本資料
256号-143・順号10403)

(控訴審・東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成19年1月25日判決、本資料25
7号-7・順号10616)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理する。
- 2 申立ての理由中、所得税法施行令322条にいう「当該支払金額の計算期間の日数」の解釈適用の誤りをいう点を除く部分を排除する。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項の事件に当たるが、申立ての理由中、所得税法施行令322条にいう「当該支払金額の計算期間の日数」の解釈適用の誤りをいう点を除く部分は、重要でないと認められる。

平成21年12月15日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 田原 睦夫

裁判官 藤田 宙靖

裁判官 堀籠 幸男

裁判官 那須 弘平

裁判官 近藤 崇晴

当事者目録

申立人	有限会社A
同代表者取締役	丙
同訴訟代理人弁護士	鳥飼 重和ほか
相手方	大宮税務署長 大吉 伊智郎
同指定代理人	武藤 政男